令和７年度

鉛山谷国有林森林整備事業
（間伐（存置対象を含む）・伐採系）

閲　覧　図　書

入札日時　令和８年５月１２日（火）１０時００分

【閲覧図書内容】

①　入札者注意書
②　契約書（案）
③　契約情報の公表様式
④　森林作業道等予定図

注：その他必要事項は、入札公告及び入札説明書を確認すること。

鳥取森林管理署

（素材生産及び造林事業）

入　札　者　注　意　書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

１．入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
２．入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
３．入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
４．入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
　ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
５．入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
　ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当　する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
６．入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
７　本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
８．入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
９．入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10．次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
（１）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
（２）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
（３）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
（４）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
（５）委任状を持参しない代理人のした入札書
（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
（７）入札金額の記載を訂正した入札書
（８）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
（９）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

（10）明らかに連合によると認められる入札書
（11）同一事項の入札について、入札者が２通以上なした入札書
（12）入札保証金（その納付に代え予決令第７８条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
（13）国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
（14）入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
（15）暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
（16）その他入札に関する条件に違反した入札
11．一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
12．開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
13．開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
14．開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
15．予定価格が１千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
（１）予定価格が１千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
（２）（１）の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
（３）（１）により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
（４）（１）の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
16．落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が２人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
17．契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
18．落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入　札　書

入札物件　第　　号

事　業　名

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額									

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の１０％を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和　　年　　月　　日

（分任）支出負担行為担当官
○○森林管理局（○○森林管理署）長　　○　○　○　○　殿

入 札 者
住　所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委　任　状

令和　　年　　月　　日

（分任）支出負担行為担当官
○○森林管理局（○○森林管理署）長　　○　○　○　○　殿

委任者　　住　所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により　　を代理人と定め、
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

事　業　名

委　任　状

令和　　年　　月　　日

（分任）支出負担行為担当官
○○森林管理局（○○森林管理署）長　　殿

（委任者）所在地（住所
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、○○森林管理局（○○森林管理署）における契約について、下記の一切の権限を委任します。

（受任者）所在地（住所）
商号又は名称
代表者役職氏名

（委任事項）

1　入札及び見積に関する件
2　契約締結に関する件
3　入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
4　代金請求及び領収に関する件
5　復代理人の選任及び解任の件
6　その他契約履行に関する件

（委任期間）

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日

（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む）があっても差し支えない。

森林整備事業（間伐（存置対象を含む）・伐採系）請負契約書（案）

1　事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負予定数量	請負予定金額	事業場所	生産完了検査場所
鉛山谷国有林森林整備事業（間伐（存置対象を含む）・伐採系）	スギ外１	記番別作業内訳書のとおり	作業工程別数量内訳書のとおり	請負金額　　円也 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円也）	鉛山谷国有林539に林小班外	鉛山谷国有林539ニ林小班山元土場外

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10／110を乗じて得た額である。

2　事業期間

自　令和　年　　月　　日（契約締結日の翌日）

至　令和８年１２月１１日

3　選択条項　別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

（選択されるものは○印、削除されるものは×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証		第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結		第４条第１項第５号
○	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の　　以内	第35条第１項
×	中間前金払		第35条第４項
○	部分払	月１回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　量	引渡予定場所	引渡予定月日
素材トラック運搬送状	複写式用紙番号1337	2冊	鳥取森林管理署	契約締結の日

５　特約事項

(1)　請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする

(2)　暴力団排除に関する特約条項は、別紙１のとおり

(3)　その他事項「特記仕様書」は、別紙２のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和８年３月２５日に交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　住所　鳥取県鳥取市吉方１０９
分任支出負担行為担当官
氏名　鳥取森林管理署長　　印

請負者　住所

氏名　　印

別紙１

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

（損害賠償）

第４条　甲は、第１条及び第２条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条及び第２条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第５条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙２

特 記 仕 様 書

事業名：鉛山谷国有林森林整備事業（間伐（存置対象を含む）・伐採系）

１　伐倒

保育間伐（育成受光伐（間伐）含む）搬出見込地における間伐方法は、材積率35％を上限とする１伐２残又は１伐３残の列状間伐とし、残存列内の間伐を含めるものとする。

それ以外の伐倒木については、定性間伐を原則とし、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、等高線に平行に存置すること。

選木は、残存本数から求められる樹間距離を勘案しつつ、原則として上層木を対象として、次の順序で行うこと。

（１）　悪い木（被害木、あばれ木、二又木、曲り木、片枝木、傾斜木等形質及び成長が劣る木）

（２）　並の木（形質及び成長状態に著しい欠点のない平均的な木）

（３）　良い木（周囲の木に比べ形質及び成長状態が良い木）

なお、広葉樹については、残存木の成長に支障となるもののみ伐採すること。

２　山元土場での仕訳

鉛山谷国有林539ニ林小班の山元土場へ集積する素材のうち、システム販売協定者に販売する材については、一般材と低質材を区別して集積すること。

なお、一般材については、樹種、長級毎に末口と元口を揃え巻立すること。

また、山元土場は「町営福吉木地山林道」に隣接していることから、集積した材の盗難防止に必要な措置を行うとともに、事業完了時までに枝条・樹皮を片付け原状回復を図ること。

３　森林作業道

（１）　森林作業道は（別紙）森林作業道作設仕様書に従って作設すること。

（２）　路線計画を変更する場合は変更計画を速やかに提出すること。

（３）　事業終了後の施行状況等の検査により、林地保全上特に問題があると認められる場合は、盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合がある。

（４）　事業完了時に新設作業道の位置及び線形を示した図面（５千分の１）を提出すること。

４　生産性向上の取組

（１）　「製品生産事業請負実行管理基準」に定める様式第９号の事業日報は、別紙様式２を参考に作成のうえ提出すること。

（２） 毎月、作業日報（様式２）を基に「月別工程管理表（別紙様式１）」を作成のうえ、月別請負進行状況報告書（様式７）と併せて、翌月５日までに提出すること。（主伐・間伐別に提出すること。）
（３） 上記の様式にあたっては、必要な項目が網羅されている場合は、任意の様式でも差し支えないものとする。また、監督職員等への報告に当たっては、電子メールでの報告も可とする。

５　豚熱（CSF）対策
（１） 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生のイノシシの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
（２） 野生イノシシ等の感染が確認された場合の県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。

６　アフリカ豚熱（ASF）対策
（１） 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生のイノシシの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
（２） 野生イノシシ等の感染が確認された場合の県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。
（３） 周辺地域において感染が確認された場合、県の行う立ち入り制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

７　林野火災対策
請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

８　その他
（１） 林道（町営福吉木地山林道）に鉄板等を敷設する場合は、事前に関係機関へ許可を得ること。
（２） 作業に際して、一般通行車両等への危険が予想される区域においては通行規制を行うなど、一般通行車両等の安全確保に必要な措置を講じること。
（３） 本事業地は、水源涵養保安林に指定されており、伐採・搬出等を行う場合は、事前に行政機関の許認可が必要となることに留意し、作業前に監督職員等と十分な打合せを行うこと。
（４） その他、本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

（様式１／署提出用）

月 別 工 程 管 理 表（主伐・間伐）

令和〇年〇月〇日

森 林 管 理 署 長　　殿

事業体名：	契約事業名：　〇〇〇国有林森林整備事業 予定生産量：　〇,〇〇〇 ㎥ 事 業 期 間：　令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

作業工程		使用機械	前月末累計 実行量（㎥）	前月末累計 人員数（人）	7 月 実行量（㎥）	7 月 人員数（人）	7 月末累計 実行量 A（㎥）	7 月末累計 人員数 B（人）	生産性 A／B（㎥/人日）
実働日　（日）				日		日		日	
主作業	伐　倒（存置を含めない）	チェンソー							
		ハーベスタ							
	木寄・集材	グラップル・集材機							
	造材	プロセッサ							
		チェンソー							
	運材	フォワーダ							
	巻立	グラップル							
	主作業計		0	0	0	0	0	0.000	
副作業	森林作業道作設(m)								
	トラック運搬								
	検知								
	準備工・踏査								
	搬出道補修								
	機械整備								
	その他（林内）								
	その他（林外）								
	副作業計			0.000		0.000		0.000	
合計				0.000		0.000		0.000	
生　産　性			#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		

※延人員は１日８時間を１人とする。（１日８時間を超える時間は８時間を以て１人とすること。）
１H＝0.125人工

※実行量の合計は「**巻立**」の量とする。

※造林作業及び間伐の**存置部分**は除くこと。

様式２（素材生産用）

作業日報　〔指示・報告・承諾・連絡等記録簿〕

日付　年　月　日　天候	作業場所　国有林　林小班
記入者（現場代理人）氏名	**林地保全に関する記録**
監督職員（補助）からの指示事項等 ☐ 指示 ☐ 確認	**１　下流への濁水流出の有無** ※有の場合は森林作業道等の点検を実施し２の欄に記入する。（無の場合は２以降の記載は不要） ☐ 有　☐ 無
監督職員（補助）への報告事項	**２　１の点検の結果確認した濁水流出の原因と監督職員へ報告した年月日** （原因） （実施年月日）　月　日
監督職員（補助）との承諾事項等 ☐ 承諾 ☐ 連絡 ☐ 提出 ☐ 協議	**３　２の原因を解消するために実施した措置と実施年月日** （措置内容） （実施年月日）　月　日
その他特記事項	**※監督職員から指示を受けた措置の内容** **（※指示を受けた場合）** （指示日）　月　日 （措置内容） （実施年月日）　月　日

作業内容　※延人員は１日８時間を１人とする。（１日８時間を超える時間は８時間を以て１人とすること。）

1H=0.125人工

作業種	伐倒		木寄・集材		造材	運材	巻立	主作業	伐倒
	主伐（皆伐）	間伐（活用）	架線	路網			（検知含む）	計	間伐（存置）
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	0.0 人	人
出来高数量 (m3, m)									
使用機械	チェーンソー		グラップル 集材機		プロセッサ	フォワーダ	グラップル		

作業種	森林作業道作設	トラック運搬		準備工・踏査	搬出道補修	機械整備	その他（林内）	その他（林外）	副作業計
		市場	中間土場						
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	人	0.0 人
出来高数量 (m3, m)									
使用機械	バックホウ	6ｔトラック 10ｔトラック							

※活用型であっても、搬出を伴わない区域の伐倒は「間伐（存置）」に記入すること。

※その他（林内）の作業とは、山元土場作設・撤収、架線架設・撤収を記入すること。

※その他（林外）の作業とは、機械搬入・搬出、倉庫等設営・撤去、事業打合せ、労働安全関係などを記入すること。

様式第７号（※作業日報及び月別工程管理表を作成する場合）

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
森林管理署長　殿

請　負　者

月分請負進行状況等報告書

（事業地　　国有林　　林小班）

作業工程	契約数量	進行状況		当月分	累計	就労状況（人） 主作業 副作業別	延人員 当月分	延人員 累計	使用器具 種類	使用器具 数量	指示事項等
伐倒	数量（㎥） （内訳）　主伐 間伐	計画（㎥）	主伐			※作業日報（様式１）、月別工程管理表（様式２）のとおり					
			間伐								
			計								
		実行（㎥）	主伐								
			間伐								
			計								
		進行率（%）									
集材	数量（㎥）	計　画（㎥）									
		実　行（㎥）									
		進行率（%）									
造材	数量（㎥）	計　画（㎥）									
		実　行（㎥）									
		進行率（%）									
運材	数量（㎥）	計　画（㎥）									
		実　行（㎥）									
		進行率（%）									
森林作業道	数量（m）	計　画（㎥）									
		実　行（㎥）									
		進行率（%）									
ﾄﾗｯｸ運材	数量（㎥）	計　画（㎥）									
		実　行（㎥）									
		進行率（%）									
その他											
植付	面積（ha）	計　画（ha）									
		実　行（ha）				副作業					
		進行率（%）				小計					
防護柵設置	面積（km）	計　画（Km）									
		実　行（Km）				副作業					
		進行率（%）				小計					
計		計　画（㎥）							監督職員経由		
		実　行（㎥）									
		進行率（%）									

※作業日報、月別工程管理表を提出する場合は、就労状況以下の項目を省略できる。

サインもしくはチェックマーク

摘要　①延人員は１日８時間を１人とする。（１日８時間を超える時間は８時間を以て1人とすること）。②使用器具は伐倒、枝払、造材に用いた器具名等を記入のこと。③指示事項等は事業実行中において監督職員等が行った指示等について記入のこと。また、事業計画書に対し、実行累計が３０%以上の遅れのときは必ずその善後策を具体的に記入すること。④主・副作業については、生産性算出における区分とする。

森林整備事業（間伐（存置対象を含む）・伐採系）仕様書

適用範囲

この仕様書は、鳥取森林管理署の実施する鉛山谷国有林森林整備事業（間伐（存置対象を含む）・伐採系）に適用する。

１．伐倒及び集造材

（１）区域内の伐倒対象木は全て伐倒すること。

（２）下表の素材（通直材）が採材可能なものを原則として採材、搬出すること。ただし、監督職員の指示のある場合はこの限りでない。

樹種	長級（m）	径級（cm）
スギ	３	８上
	４	８上
ヒノキ	３	８上
	４	８上

２．伐倒及び集造材作業にあたっての留意事項

（１）伐倒及び集造材作業において、他の残存木を損傷しないよう注意すること。

（２）かかり木については適切な方法で処理すること。

（３）ワイヤーロープその他機械器具等を作業終了後、事業地に残置しないこと。

３．請負数量の確定

（１）伐倒数量

契約書に記載された予定数量とする。

（２）素材数量

生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

４．部分払における数量の確定

（１）伐倒数量

面積按分による材積とする。

（２）素材数量

生産完了検査場所における検査数量とする。

５．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

記　番　別　作　業　内　訳　書

（単位：ha）

国有林名 林小班	作業種	区域 面積	控除 面積	契約 面積	作業予定期間		備考
					自	至	
鉛山谷 539に	保育間伐 （活用型）	6.95ha	1.68ha	5.27ha	契約締結日の翌日	令和8年12月11日	
鉛山谷 539り1	保育間伐 （活用型）	4.37ha	0.14ha	4.23ha	契約締結日の翌日	令和8年12月11日	
鉛山谷 539か	保育間伐 （活用型）	6.41ha	0.30ha	6.11ha	契約締結日の翌日	令和8年12月11日	
鉛山谷 539れ	保育間伐 （活用型）	0.54ha		0.54ha	契約締結日の翌日	令和8年12月11日	
小計		18.27ha	2.12ha	16.15ha			
鉛山谷 539ほ1	育成受光伐 （間伐）	3.11ha	0.84ha	2.27ha	契約締結日の翌日	令和8年12月11日	
小計		3.11ha	0.84ha	2.27ha			
鉛山谷 539ち	保育間伐 （存置型）	3.44ha	0.62ha	2.82ha	契約締結日の翌日	令和8年12月11日	
鉛山谷 539り2	保育間伐 （存置型）	1.59ha	0.20ha	1.39ha	契約締結日の翌日	令和8年12月11日	
鉛山谷 539り3	保育間伐 （存置型）	4.71ha		4.71ha	契約締結日の翌日	令和8年12月11日	
鉛山谷 539ぬ	保育間伐 （存置型）	2.97ha	1.19ha	1.78ha	契約締結日の翌日	令和8年12月11日	
鉛山谷 539る	保育間伐 （存置型）	4.39ha	1.22ha	3.17ha	契約締結日の翌日	令和8年12月11日	
鉛山谷 539わ1	保育間伐 （存置型）	5.68ha	0.60ha	5.08ha	契約締結日の翌日	令和8年12月11日	
鉛山谷 539わ2	保育間伐 （存置型）	5.02ha	2.51ha	2.51ha	契約締結日の翌日	令和8年12月11日	
鉛山谷 539よ	保育間伐 （存置型）	4.57ha	0.15ha	4.42ha	契約締結日の翌日	令和8年12月11日	
鉛山谷 539た	保育間伐 （存置型）	0.38ha		0.38ha	契約締結日の翌日	令和8年12月11日	
小計		32.75ha	6.49	26.26ha			
合計		54.13ha	9.45ha	44.68ha			

作　業　工　程　別　数　量　内　訳　書

（単位：㎥）

材種	作業工程	細目	数量	備考
立　木	全木伐倒	保育間伐	4,871㎥	活用型、存置型
立　木	全木伐倒	育成受光伐	277㎥	間伐
		合計	5,148㎥	
素　材	集造材・運材		870㎥	運材は山元土場までとする
	内訳	一般材	350㎥	
		低質材	520㎥	
素　材	トラック運搬 （小運搬）		260㎥	
	内訳	一般材	120㎥	鉛山谷539に山元土場②～ 鉛山谷539ニ山元土場① （8t積みトラック、システム販売材）
		低質材	140㎥	鉛山谷539に山元土場②～ 鉛山谷539ニ山元土場① （8t積みトラック、システム販売材）
素　材	仕分	一般材	300㎥	鉛山谷539ニ山元土場① システム販売材
素　材	トラック運搬		50㎥	
	内訳	一般材	50㎥	鉛山谷539ニ山元土場①～ 米子木材市場 （8t積みトラック、委託販売材）
その他	木材搬出道補修		1式	別紙「木材搬出道補修内訳書」のとおり

注）端数処理により、合計が一致しない場合がある

立　木　資　材　内　訳　書

（単位：㎥）

国有林 林小班	伐採種	面　積 ha	樹　種	本　数 本	材　積 ㎥	備　考
鉛山谷 539に	保育間伐 （活用型）	5.27	スギ	672	326.98	素材生産見込数量：　130　m3
			ヒノキ	940	307.57	素材生産見込数量：　130　m3
鉛山谷 539り1	保育間伐 （活用型）	4.23	スギ	120	59.78	素材生産見込数量：　40　m3
			ヒノキ	1,400	461.36	素材生産見込数量：　160　m3
鉛山谷 539か	保育間伐 （活用型）	6.11	スギ	374	168.82	素材生産見込数量：　80　m3
			ヒノキ	4,512	355.02	素材生産見込数量：　170　m3
鉛山谷 539れ	保育間伐 （活用型）	0.54	スギ	220	99.07	素材生産見込数量：　40　m3
小計		16.15		8,238	1,778.60	素材生産見込数量：　750　m3
鉛山谷 539ほ1	育成受光伐 （間伐）	2.27	ヒノキ	1,190	276.73	素材生産見込数量：　120　m3
小計		2.27		1,190	276.73	素材生産見込数量：　120　m3
鉛山谷 539ち	保育間伐 （存置型）	2.82	スギ	72	32.81	伐採率(材積率)：　21　%
			ヒノキ	960	314.99	伐採率(材積率)：　24　%
鉛山谷 539り2	保育間伐 （存置型）	1.39	スギ	60	12.47	伐採率(材積率)：　23　%
			ヒノキ	855	160.13	伐採率(材積率)：　25　%
鉛山谷 539り3	保育間伐 （存置型）	4.71	スギ	585	117.39	伐採率(材積率)：　23　%
			ヒノキ	2,475	467.93	伐採率(材積率)：　25　%
鉛山谷 539ぬ	保育間伐 （存置型）	1.78	スギ	180	37.46	伐採率(材積率)：　23　%
			ヒノキ	975	183.72	伐採率(材積率)：　25　%
鉛山谷 539る	保育間伐 （存置型）	3.17	スギ	1,036	311.57	伐採率(材積率)：　24　%
			ヒノキ	2,072	120.75	伐採率(材積率)：　17　%
鉛山谷 539わ1	保育間伐 （存置型）	5.08	スギ	602	179.47	伐採率(材積率)：　24　%
			ヒノキ	5,404	316.60	伐採率(材積率)：　17　%
鉛山谷 539わ2	保育間伐 （存置型）	2.51	スギ	658	197.18	伐採率(材積率)：　24　%
			ヒノキ	1,960	114.65	伐採率(材積率)：　17　%
鉛山谷 539よ	保育間伐 （存置型）	4.42	スギ	868	262.28	伐採率(材積率)：　24　%
			ヒノキ	4,004	234.60	伐採率(材積率)：　17　%
鉛山谷 539た	保育間伐 （存置型）	0.38	ヒノキ	504	28.87	伐採率(材積率)：　17　%
小計		26.26		23,270	3,092.87	
合計		44.68		32,698	5148.20	素材生産見込数量：　870　m3
						（うち低質材見込数量）　520　m3

別紙

木材搬出道補修等内訳書

細目	種別	実施箇所	数量	単位	備考
木材搬出道補修等	鉄板敷設・撤去工	鉛山谷国有林739ニ林小班 山元土場①	15	枚	鉄板規格 厚さ：22㎜ 寸法：1,524㎜×3,048㎜
		鉛山谷国有林739に林小班 山元土場②	12	枚	鉄板規格 厚さ：22㎜ 寸法：1,524㎜×3,048㎜

製品生産事業請負近畿中国森林管理局仕様書

第１　適用範囲

(1) この仕様書は、近畿中国森林管理局管内の森林管理署及び森林管理事務所が実施する製品生産事業請負に適用する。

(2) 前項の製品生産事業請負の実行においては、「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」（以下「請負契約約款」という。）及び「製品生産事業請負標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）の定めによるほか、この仕様書によらなければならない。ただし、個々の事業に対し特別必要な事項については、森林管理署長及び森林管理事務所長（以下「署長等」という。）が別に定める特記仕様書によるものとする。

(3) 契約書、図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第２　請負金の支払

製品生産事業請負は、請負契約書記載の「請負予定金額」による単価契約ではなく、概算契約であることから、事業が完成した場合は、確定数量及び請負金額について別に定める請負契約の数量・金額確定通知書により請負金の精算を行う。

請負契約約款第３３条に規定する請負金の算出は次のとおり行うものとする。

(1) 直接費確定額

直接費確定額は直接費変動費単価×確定数量＋直接費固定費金額とし、円未満の端数を切捨のうえ、生産完了地点の異なるごとに直接費確定額を精算して確定直接費合計額を算出する。ただし、直接費変動費単価及び直接費固定費金額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、確定数量は生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

(2) 間接費確定額

$$\text{間接費確定額} = \frac{\text{確定直接費合計額}}{\text{直接費合計額}} \times (\text{諸経費} + \text{労務関係費}) + \text{支給材料取扱経費}$$

とし、円未満の端数はそれぞれ切捨てるものとする。

この場合、直接費合計額、諸経費、労務関係費、支給材料取扱経費は、予定価格を構成する前記のそれぞれの金額に落札比率を乗じて求めるものとする。

(3) 消費税

$$\text{消費税額} = (\text{直接費確定額} + \text{間接費確定額}) \times \frac{10}{100}$$

とし、円未満の端数は切捨てるものとする。

(4) 精算

請負代金確定額は直接費確定額、間接費確定額の合計額とし、請負代金確定額から部分払支払額累計を控除したものを精算額とする。

(5) 計算様式

別に定める「完了検査調書内訳書（請負代金確定算定書）」及び「請負契約の数量・金額確定通知書」のとおりとする。

第３　部分払

請負契約約款第３８条に規定する部分払の請負金相当額算定は次のとおり行うものとする。

(1) 完済部分に対する部分払

生産完了検査場所における検査合格数量（引渡し数量）に対する部分払とし、その請負代金算定は次のとおり行うものとする。

$$\left\{\text{直接費単価}\times\text{本回検査数量}+\frac{\text{本回出来高直接費}}{\text{直接費合計}}\times\text{間接費合計額}\right\}\times\frac{110}{100}\times\frac{9}{10}$$

以内とし、千円未満の端数は切捨てるものとする。

この場合、直接費単価、直接費合計、間接費合計額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし､直接費単価は生産完了工程までの変動費、固定費を含む単価とする。

(2) 計算様式

別に定める「部分検査調書内訳書（請負代金算定書）」のとおりとする。

第４　事故報告書

標準仕様書第２１条における事故とは、４日以上の休業を要した労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。

第５　伐倒

(1) 標準仕様書第２７条第１項における別途定めのある場合とは、署長等が特記仕様書により定めた場合又は監督職員の指示を受けた場合とする。

(2) 標準仕様書第２７条第３項における別途定めとは、標準地又は選木モデル区域のみに調査木の標示がある場合とする。

この場合、標準地又は選木モデル区域以外の伐区内の選木方法については、署長等が定める特記仕様書により行うものとする。ただし、監督職員の指示を受けた場合はこの限りでない。

第６　採材

標準仕様書第２８条第１項における特段の指示がある場合とは、署長等が特記仕様書により定めた場合とする。

第７　玉切り

標準仕様書第２９条第３項に定める採材寸法表等は、署長等が特記仕様書に定めるものとする。ただし、定めのない場合は、延寸は２～５ｃｍとする。

第８　森林作業道

森林作業道の開設は、標準仕様書第３１条の定めによるほか、署長等が定める特記仕様書により行うものとする。

第９　巻立

標準仕様書第３３条第１項に定める巻立基準表等は、署長等が特記仕様書に定める

ものとする。ただし、定めのない場合は、監督職員の指示による。

第 10　トラック運材

標準仕様書第３４条第２項における封印は、一般材の生産が多く見込まれる林齢１００年生未満及び人工林スギ・マツ主体林分、小規模・分散林分の一貫請負契約については省略することとし、素材トラック運搬送状の交付のみとする。

第 11　実行記録写真管理

標準仕様書第１３条の定めによる「製品生産事業請負実行管理基準」の、５(2)実行記録写真管理について、記録写真は伐採方法（皆伐、択伐及び間伐）ごとに提出するものとする。

なお、同一伐採方法に複数の国有林がある場合は、代表的な国有林の記録写真を１組提出するものとする。

第 12　損害賠償基準

請負契約約款第６２条に定める損害賠償のうち、契約対象物件の損傷で請負者の責に帰すもの（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの）については､次の基準により賠償しなければならない。

(1) 伐倒の拙劣による損害

欠　点　名	損　傷　率
胴　折　れ	９０％　（立木）
引　抜　け	１０％　（丸太）
割　れ	１０％　（丸太）
株　高	１０％　（立木）

上記の損害を与えた場合は、その損害を次の計算式により賠償しなければならない。

損害材積×損傷率×伐倒地点時価＝要賠償金額

(2) 集造材途中に生じた品質低下

欠　点　名	損　傷　率
胴　折　れ	３０％　（立木）
材　長　不　足	２０％　（丸太）
割　れ	１０％　（丸太）

上記の損害を与えた場合は、その損害を次の計算式により賠償しなければならない。

損害材積×損傷率×集材地点時価＝要賠償金額

(3) その他の損害で品質低下が１本当り材価の１０％以上低下すると認められるもの。

欠　点　名
トビ傷等の著しいもの
その他品質におよぼす損傷

上記の損傷を与えた場合は､その損傷を次の計算式により賠償しなければならない。

損害材積×材価低下率×検収地点時価＝要賠償金額

注１：損害材積とは損傷を受けた丸太の原材積とする。

注２：材価低下率は聞込み等により署長等が算定した額とする。

(4) トラック運材中に生じた損傷による損害

① 損傷による損害

品質の低下に関係ある損傷は１本当りの材価が（１０％以上）低下する次のものをいい数量は材積（立方ｍ^3）をもって表わす。

イ 折損

ロ 割裂

ハ その他の損傷

賠償額の計算は次式による。

損傷材積×検収地点時価×（材価低下率）＝要賠償金額

注１：損傷材積は損傷を受けた丸太の原材積

注２：検収地点時価は署長等が算定した額とする

② 亡失によるものの損害（本数を伴うもの）

イ 発送にあたって運送品の寄託が、封印により処理されるときは、到着に際しその封印に異状ある場合のみ賠償の対象とし、その額は次式による。

（発送材積－到着材積）×検収地点時価＝要賠償額

注：発送材積は、当該運送品とほぼ同様（樹種、長径級等）の運送品の既往における１車当り運搬実績に基づいて署長等が決定する。ただし、署長等は発送材積の決定にあたって既往の運搬実績に基づくことが不適当と認めるときは、前項にかかわらず寄託物件の樹種、長級、径級および品等別、本数材積について署長等がこれを認定するものとする。

ロ 発送にあたって運送品の寄託が本数または材積を検知して行われる場合は、賠償額の計算は次式による。

亡失材積×検収地点時価＝要賠償額

注１：亡失材積は、発送に当り材積検知を行う場合は、発送材積と到着材積の差とし、発送にあたり本数のみ検知する場合は、（発送本数－到着本数）×１本当り平均材積とする。

注２：１本当り平均材積は、既往の運搬済数量（樹種、長径級等をほぼ同じくするもの）の実績に基づいて甲が決定する。ただし、署長等は１本当りの平均材積の決定にあたり既往の運搬実績に基づくことが不適当と認めるときは、前項にかかわらず署長等がこれを認定するものとする。

注３：検収地点時価は亡失数量の樹種、長級、径級および品等が明らかな場合は、それに基づいて署長等が算定し､樹種、長級、径級および品等が明らかでない場合には、既往の運搬済数量（樹種、長径級等をほぼ同じくするもの）の実績により署長等が決定するところによる。ただし、署長等は検収地点時価の決定にあたり、既往の運搬実績に基づくことが不適当と認めるときは、前項にかかわらず署長等がこれを認定するものとする。

（別紙）

森林作業道作設仕様書

（総則）

第１条　この仕様書は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、近畿中国森林管理局管内の地形、地質、土質、気象条件、施工事例等を踏まえて定めたものであり、目標とする森林づくりのための基盤であるため、対象区域で行う森林施業を見据え、安全な場所に、経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫に作設するものとし、作設に当たっては本仕様書によることとする。

なお、本仕様書に特に定めのないものについては、当該指針によることを基本とする。

（用語の定義）

第２条　森林作業道とは、間伐等による木材の集材、搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる道である。

（規格構造等）

第３条　林業機械等については、９～１３トンクラス（バケット容量０．４５㎥クラス）以下による６m材の搬出を見込むものとする。

２　幅員は３．０m（急傾斜地は２．５m）とし、作業の安全性、作業性の確保から当該作業を行う区間に限って、必要最小限の余裕として０．５m程度（全余裕幅）を付加することができることとする。

３　縦断勾配は、集材、搬出、苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね１０°（１８%）以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね１４°（２５%）程度とする。

４　急勾配区間と曲線部の組合せは極力避けることし、やむを得ない場合は、曲線部を拡幅するものとする。

また、下り走行時の安全を確保する観点から、S字カーブを連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるものとする。

５　横断勾配については、原則として水平とする。

（路線設計等）

第４条　路線計画は、次の事項を検討した路線計画図（１／５０００の図面）を作成し提出することとする。

なお、路線計画を変更する場合は、変更計画を速やかに提出することとする。

２　路線選定に当たっては、人家、施設、水源地等の保全施設を確認し、保全対象に直接被害を与える箇所は避け、地形・地質の安定している箇所を通過するとともに、林道等の接続については地形を考慮した接続方法を適切に決定する。

３　やむを得ず急傾斜地の０次谷を含む谷地形や破砕帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土を適切に計画し、現

地に適した構造物を設置する。

4　線形は、地形に沿わせた屈曲線形、分散排水を考慮した波形勾配とし、環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度とする。

5　造材、積込み、造材資材の荷卸、待避、駐車のためのスペース等の、作業を安全かつ効率的に行うための平地や空間を適切に配置する。

6　丸太組工、石積工等の簡易な構造物以外の構造物が必要な箇所は迂回する。

7　小渓流、沢、湧水がみられる箇所において、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しないものとする。

8　土構造を基本とすることから、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配とすることにより、こまめな分散排水を行うとともに、排水先については安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）とする。

9　曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水する。

10　地下水の湧水、地形的な条件による地表水の局地的な流入、滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適正な形状及び間隔で、側溝や横断排水施設、水たたき等を設置し、排水する。

(法令等の遵守)

第５条　森林作業道の作設に当たり、森林法、河川法等の関係法令に係る手続が必要な場合は、適切に行うものとする。

2　施工中にやむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分するものとする。

（施工等）

第６条　施工に当たっての考え方は、路体は堅固な土構造によることを基本とし、路体の締固めを十分に行い、路体支持力が得られるよう施工する。構造物は地形・地質、土質等の条件から、必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置するものとする。

なお、原則として片切片盛とし、切土量・盛土量の均衡に努め、土運搬を最小限にとどめるとともに、残土を発生させないようにする。

2　切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し１．５ｍ程度以内とし、高い切土が連続しないよう注意する。局所的に切土高が高くなる場合には、切土のり面勾配を、よく締まった崩れにくい土砂の場合は６分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は３分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

なお、直切りする場合は、土質、近傍の施工事例の状況をもとに判断する。

3　盛土については、以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 堅固な路体をつくるため、地山を段切りして複数層に基盤をつくった上で、各層ごとに概ね３０㎝程度の厚さとなるよう十分に締固めて仕上げ、路体の強度を得るものとする。

なお、緊結度の低い土砂土質の場合は、盛土部分と地山を区分しないで、路体全体について盛土を行う。

(2) のり面勾配は、盛土高や土質等にもよるが、概ね１割より緩い勾配とする。

なお、盛土高が２ｍを超える場合は、１割２分より緩い勾配とする。

(3) 根株やはぎ取り表土を盛土のり面保護に利用する場合には、土質、根株の大きさや支持根の伸び、萌芽更新の容易性などを吟味して行うものとする。

4　曲線部については、林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみ等に対する余裕を考慮して、曲線部の拡幅を確保する。

5　簡易構造物等については、以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 安全の確保や路体の維持に必要な箇所については、丸太組工、ふとんかご等の簡易な構造物や２次製品の設置、石積み工法等により施工する。

(2) 締固めが効かない土質の箇所で掘削を行う場合は、深層の深さに応じて、表土の剥ぎ取り（表土ブロック積工）や深層との混ぜ合わせ（天地返し）等の工夫を施すものとする。

6　排水施設については、下以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、渓流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。

(2) 丸太を利用した開きょやゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。

(3) 横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたき等を設置する。

(4) 小渓流を横断する場合は、基本的に転石や丸太などを活用した洗越工で施工する。

(5) 排水が集中するような場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）を決めておき、適した場所がない場合は側溝等により導水するものとする。

7　立木の伐開幅については、以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 開設区間の箇所ごとにおける斜面の方向、気象条件、土質条件及び風衝等を考慮し、必要最小限とする。

(2) 路線谷側に沿った立木については、路肩部分を保護し、車両の転落防止のため、林業機械等の走行の支障とならない範囲で残存するものとする。

（その他）

第７条　事業終了時に持続可能な森林作業道の維持管理のため、崩土除去、路肩の強化、横断排水施設の設置、路面整正、枝条散布等による路面の養生等の路面・路肩の浸食防止処置等を施工する。

なお、谷部等湧水のある箇所に設置した排水溝については原則として開きょとする。

事業箇所位置図

事業名：鉛山谷国有林森林整備事業
（間伐（存置対象を含む）・伐採系）

場　所：鉛山谷国有林539に林小班外

縮　尺：1/200,000

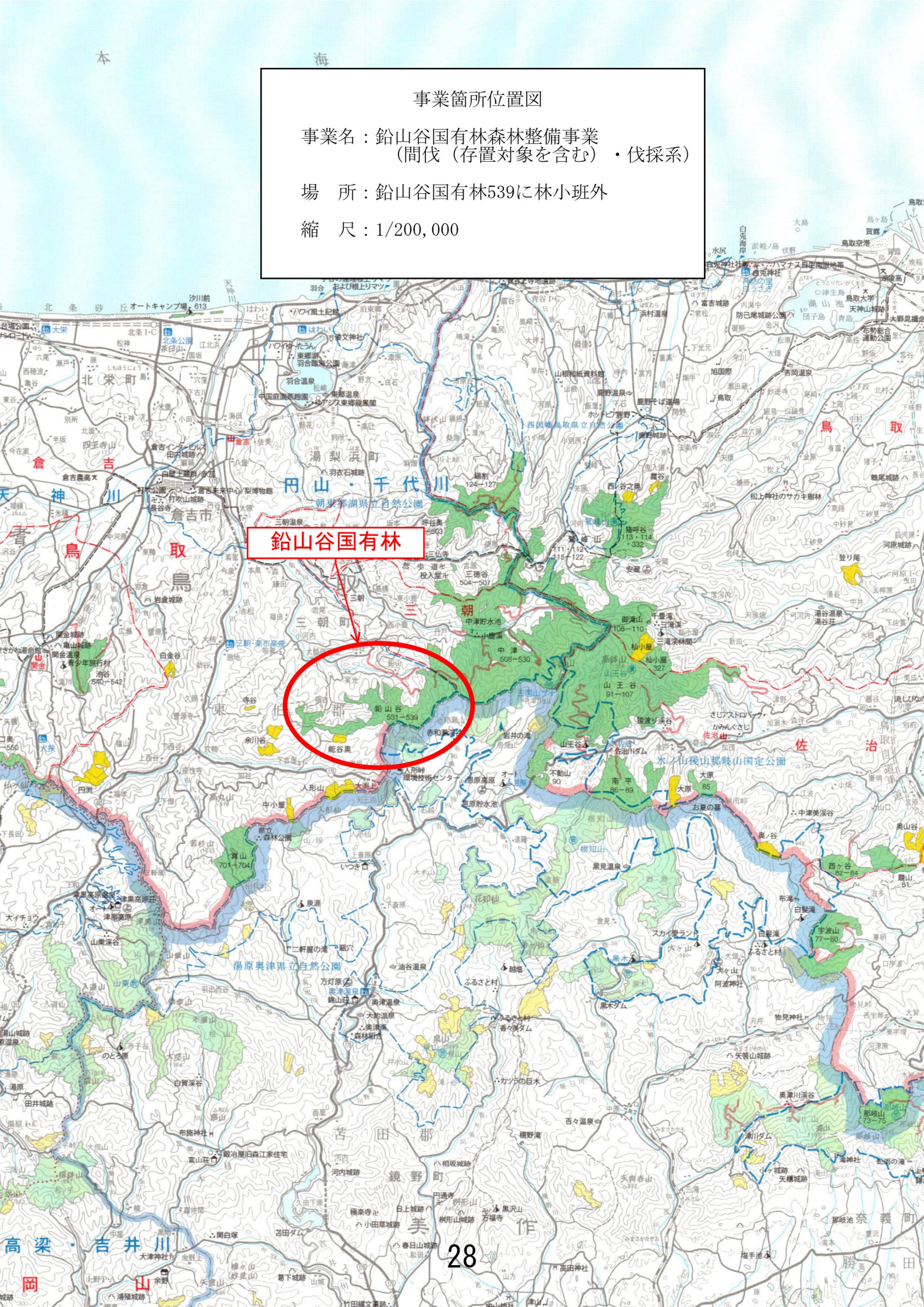

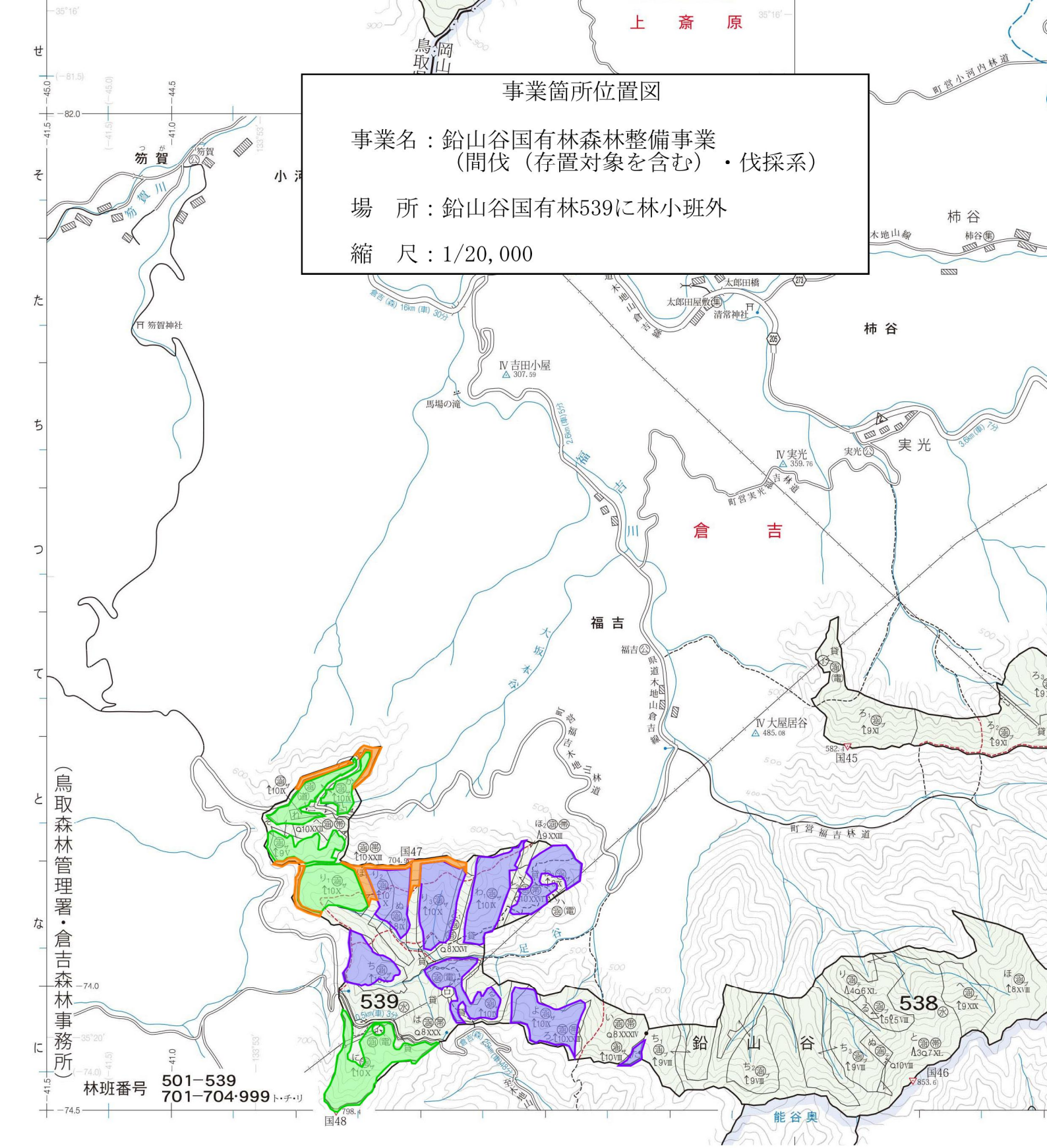

凡　例	
保育間伐（活用型）	
保育間伐（存置型）	
育成受光伐（間伐）	

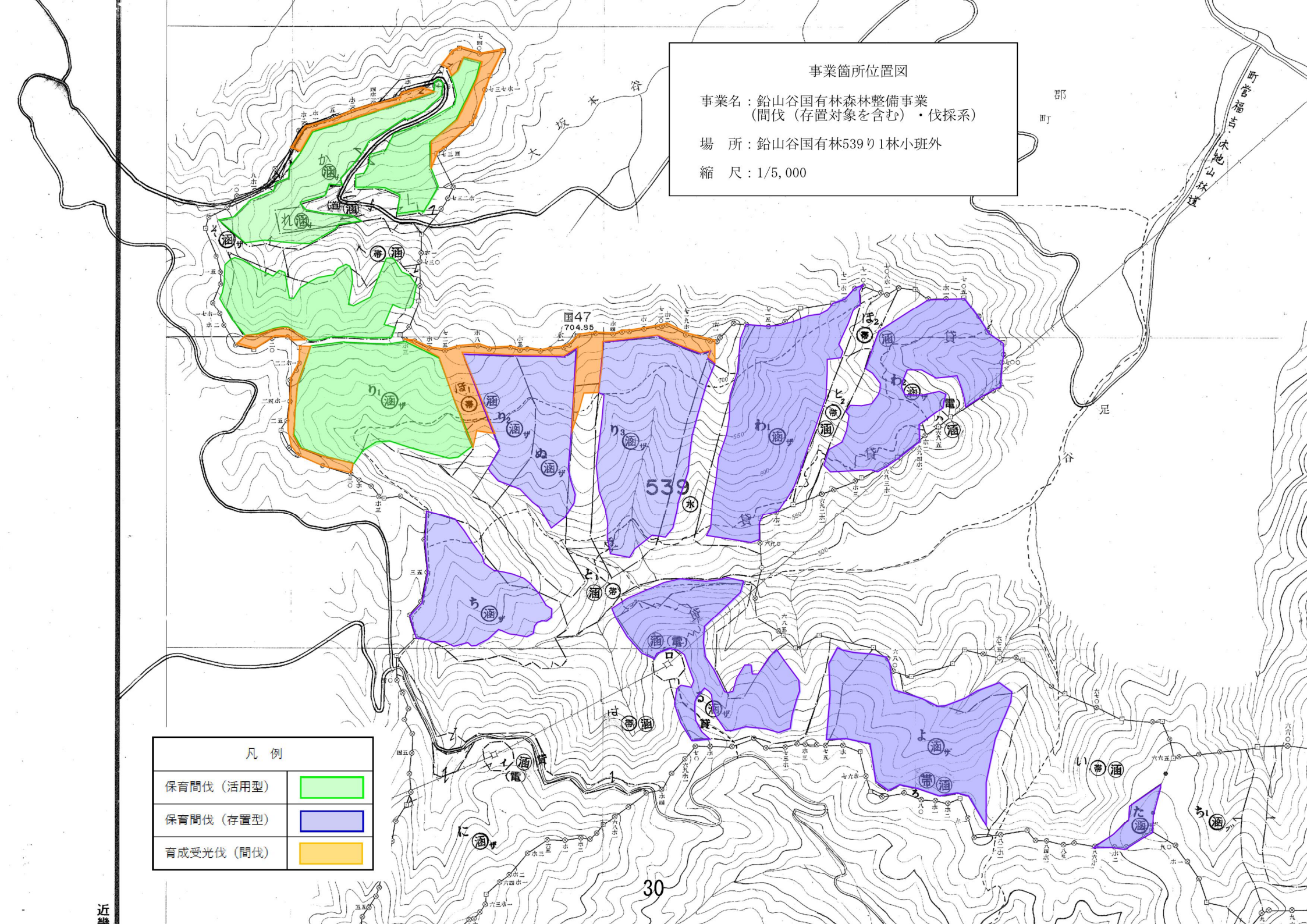
事業箇所位置図
事業名：鉛山谷国有林森林整備事業
（間伐（存置対象を含む）・伐採系）
場　所：鉛山谷国有林539り1林小班外
縮　尺：1/5,000
凡　例
保育間伐（活用型）
保育間伐（存置型）
育成受光伐（間伐）
539
国47
704.95
大坂谷
足谷
町営福吉・木地山林道
30

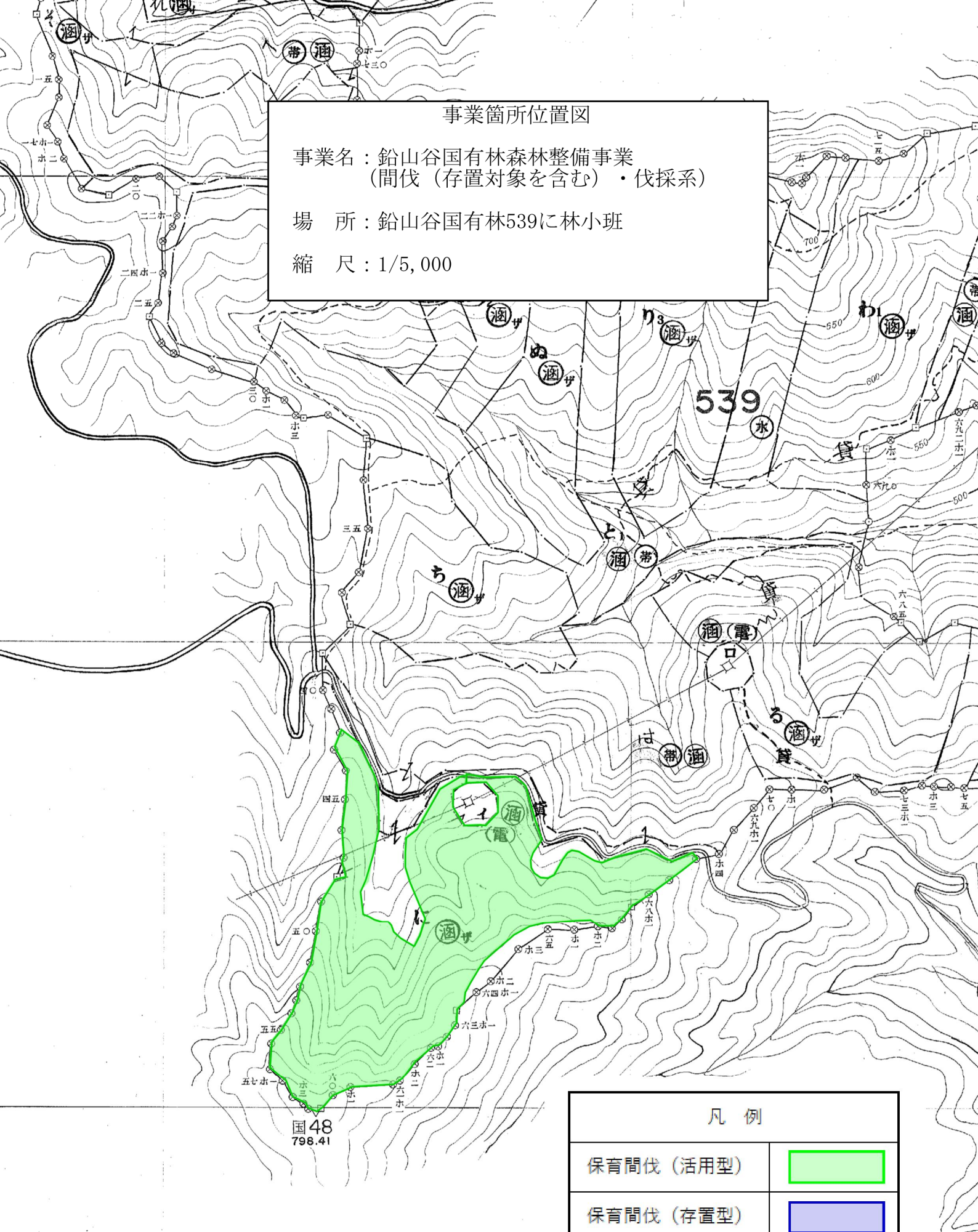

事業箇所位置図

事業名：鉛山谷国有林森林整備事業
（間伐（存置対象を含む）・伐採系）

場　所：鉛山谷国有林539に林小班

縮　尺：1/5,000

凡　例	
保育間伐（活用型）	
保育間伐（存置型）	
育成受光伐（間伐）	

敷鉄板設置図（鉛山谷国有林 539 ニ林小班山元土場①）

厚さ：22 ㎜

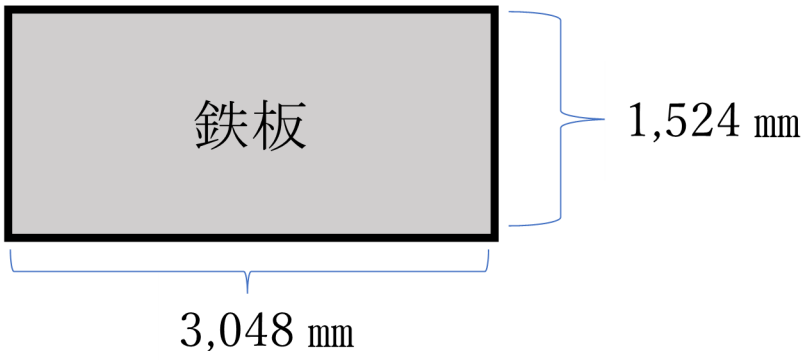

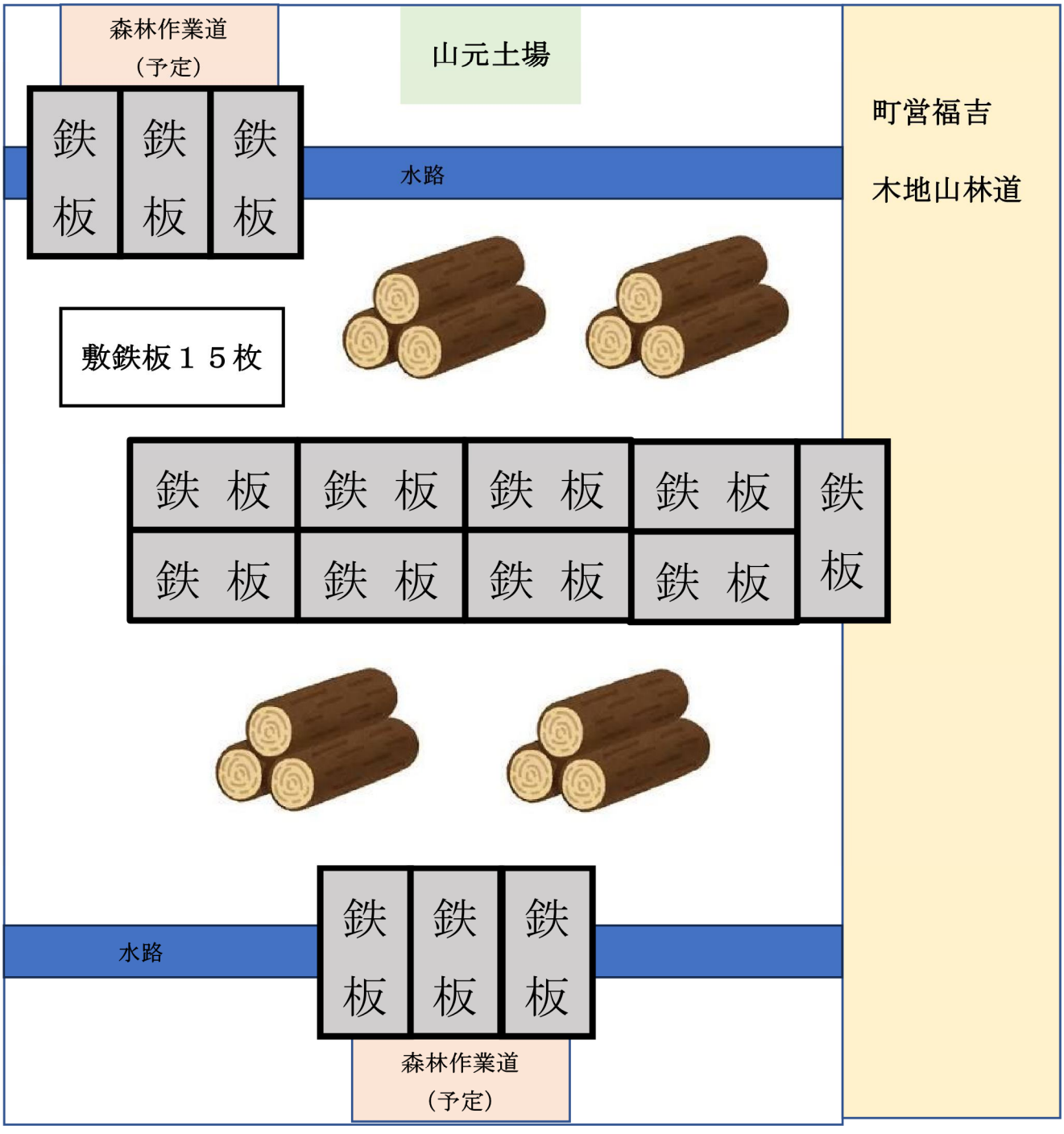

敷鉄板設置図（鉛山谷国有林 539 に林小班山元土場②）

厚さ：22 ㎜

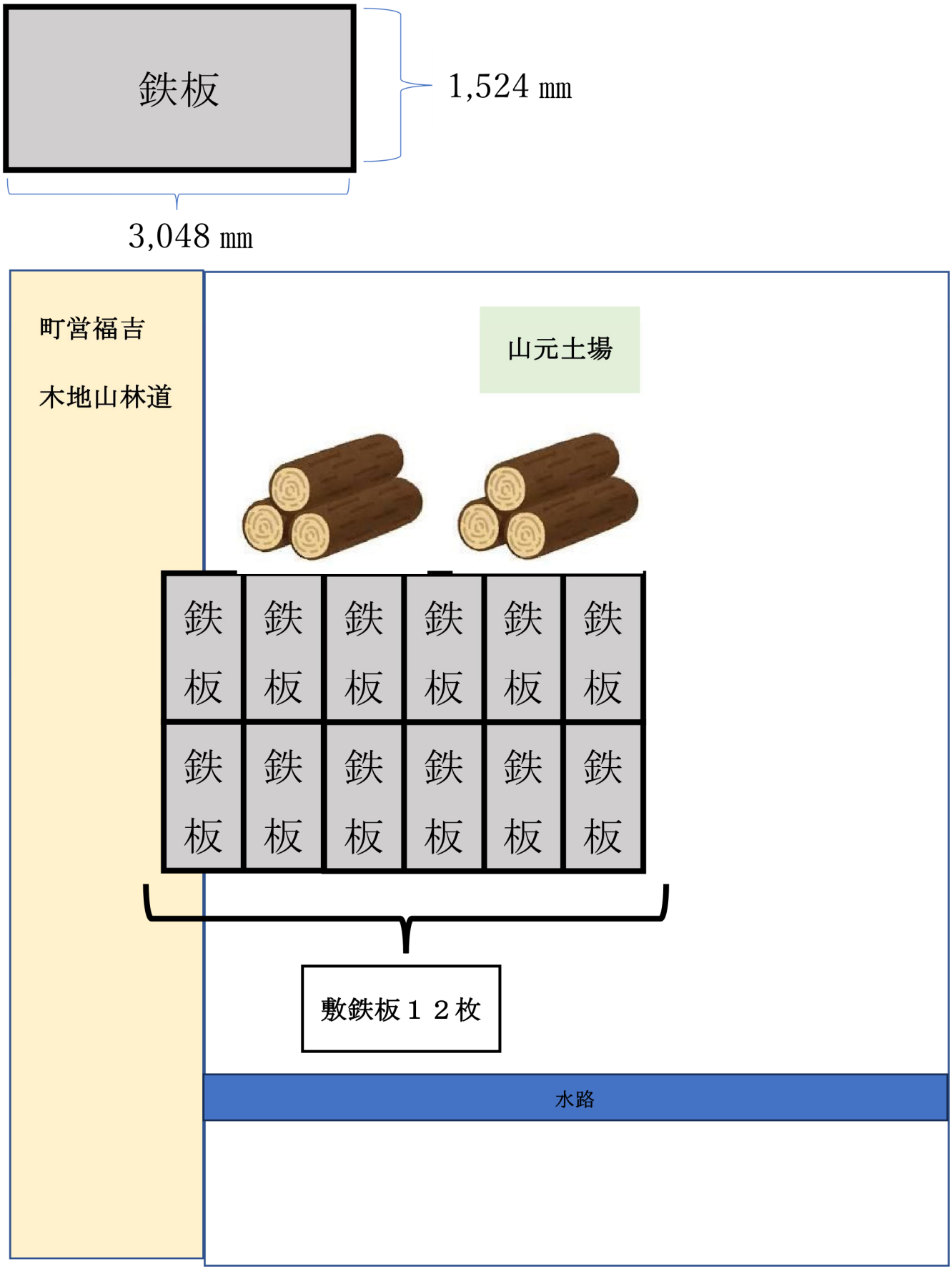

契約情報の公表様式

令和8年度　請負事業の作業条件表(素材生産)

事業名：鉛山谷国有林森林整備事業(間伐(存置対象を含む)・伐採系)　　鳥取森林管理署

作業種	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件			作業条件							
					傾斜	地表植生	平均胸高直径	伐倒	集材	造材	平均立木材積	運材	トラック運搬		
													運搬区間	トラックt数	運搬距離(片道)
保育間伐(活用型)	鉛山谷	539に	5.27ha	契約締結日の翌日～令和8年12月11日	中	中	スギ・ヒノキ 26cm	チェンソー	スイングヤーダ(ウインチ使用)	プロセッサ	0.39m3	フォワーダ	鉛山谷539に山元土場②～鉛山谷539ニ山元土場①	8t	2.9km
保育間伐(活用型)	鉛山谷	539り1	4.23ha	契約締結日の翌日～令和8年12月11日	中	中	スギ・ヒノキ 24cm	チェンソー	スイングヤーダ(ウインチ使用)	プロセッサ	0.34m3	フォワーダ	鉛山谷539ニ山元土場①～米子木材市場	8t	70.8km
保育間伐(活用型)	鉛山谷	539か	6.11ha	契約締結日の翌日～令和8年12月11日	急	疎	スギ・ヒノキ 16cm	チェンソー	スイングヤーダ(ウインチ使用)	プロセッサ	0.11m3	フォワーダ			
保育間伐(活用型)	鉛山谷	539れ	0.54ha	契約締結日の翌日～令和8年12月11日	急	中	スギ 26cm	チェンソー	スイングヤーダ(ウインチ使用)	プロセッサ	0.45m3	フォワーダ			
小計			16.15ha								0.29m3				
育成受光伐(間伐)	鉛山谷	539ほ1	2.27ha	契約締結日の翌日～令和8年12月11日	中	中	ヒノキ 20cm	チェンソー	スイングヤーダ(ウインチ使用)	プロセッサ	0.23m3	フォワーダ			
小計			2.27ha								0.29m3				
保育間伐(存置型)	鉛山谷	539ち	2.82ha	契約締結日の翌日～令和8年12月11日	中	中	スギ・ヒノキ 24cm	チェンソー							
保育間伐(存置型)	鉛山谷	539り2	1.39ha	契約締結日の翌日～令和8年12月11日	急	中	スギ・ヒノキ 20cm	チェンソー							
保育間伐(存置型)	鉛山谷	539り3	4.71ha	契約締結日の翌日～令和8年12月11日	急	中	スギ・ヒノキ 20cm	チェンソー							
保育間伐(存置型)	鉛山谷	539ぬ	1.78ha	契約締結日の翌日～令和8年12月11日	急	中	スギ・ヒノキ 20cm	チェンソー							
保育間伐(存置型)	鉛山谷	539る	3.17ha	契約締結日の翌日～令和8年12月11日	急	中	スギ・ヒノキ 18cm	チェンソー							
保育間伐(存置型)	鉛山谷	539わ1	5.08ha	契約締結日の翌日～令和8年12月11日	急	中	スギ・ヒノキ 14cm	チェンソー							
保育間伐(存置型)	鉛山谷	539わ2	2.51ha	契約締結日の翌日～令和8年12月11日	急	中	スギ・ヒノキ 16cm	チェンソー							
保育間伐(存置型)	鉛山谷	539よ	4.42ha	契約締結日の翌日～令和8年12月11日	中	中	スギ・ヒノキ 16cm	チェンソー							
保育間伐(存置型)	鉛山谷	539た	0.38ha	契約締結日の翌日～令和8年12月11日	急	中	ヒノキ 10cm	チェンソー							
小計			26.26ha								0.29m3				
合計			44.68ha								0.29m3				

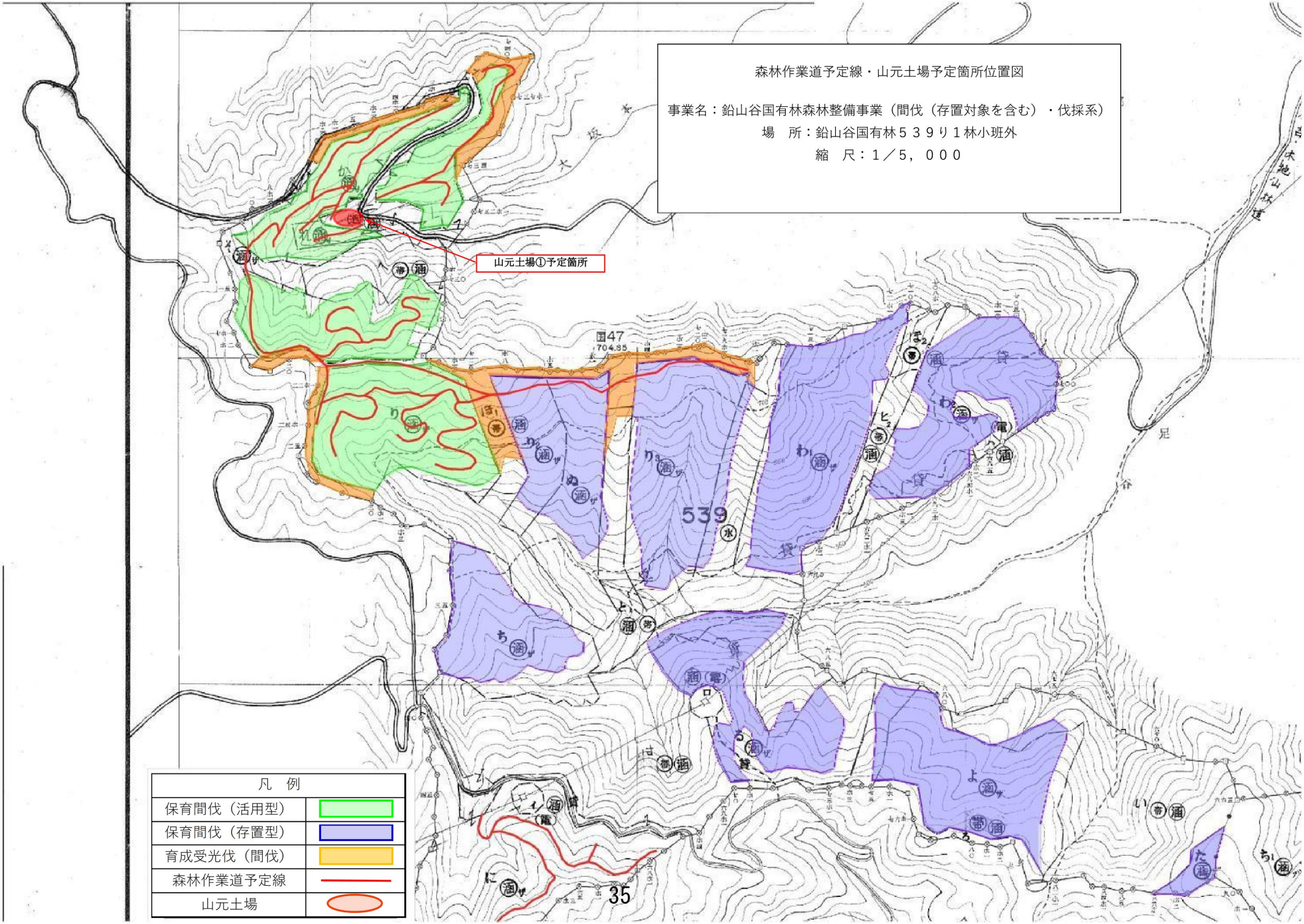
森林作業道予定線・山元土場予定箇所位置図
事業名：鉛山谷国有林森林整備事業（間伐（存置対象を含む）・伐採系）
場　所：鉛山谷国有林５３９り１林小班外
縮　尺：１／５，０００
山元土場①予定箇所
539
704.85
凡　例
保育間伐（活用型）
保育間伐（存置型）
育成受光伐（間伐）
森林作業道予定線
山元土場
35

森林作業道予定線・山元土場予定箇所位置図

事業名：鉛山谷国有林森林整備事業（間伐（存置対象を含む）・伐採系）

場　所：鉛山谷国有林５３９に林小班

縮　尺：１／５，０００

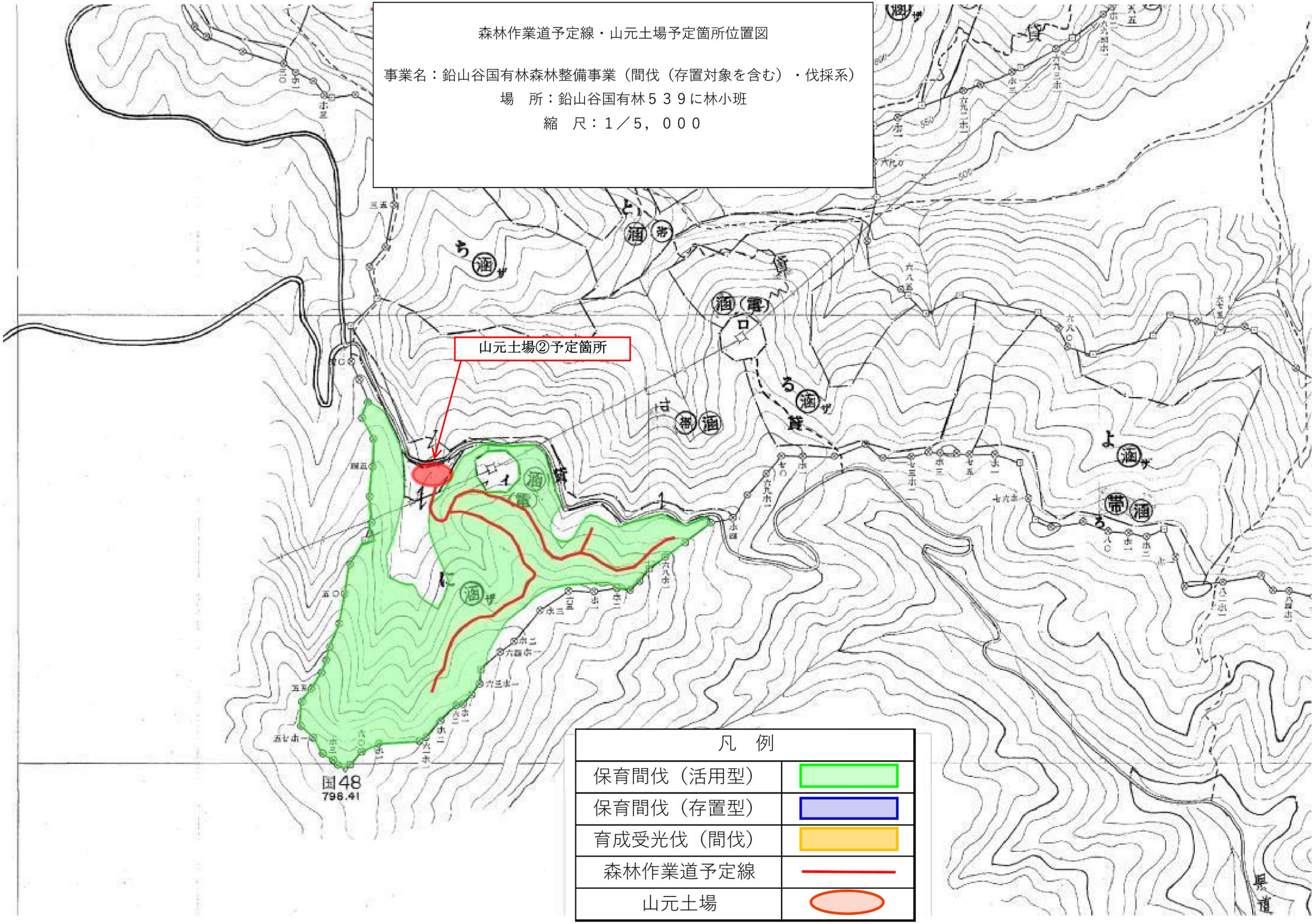

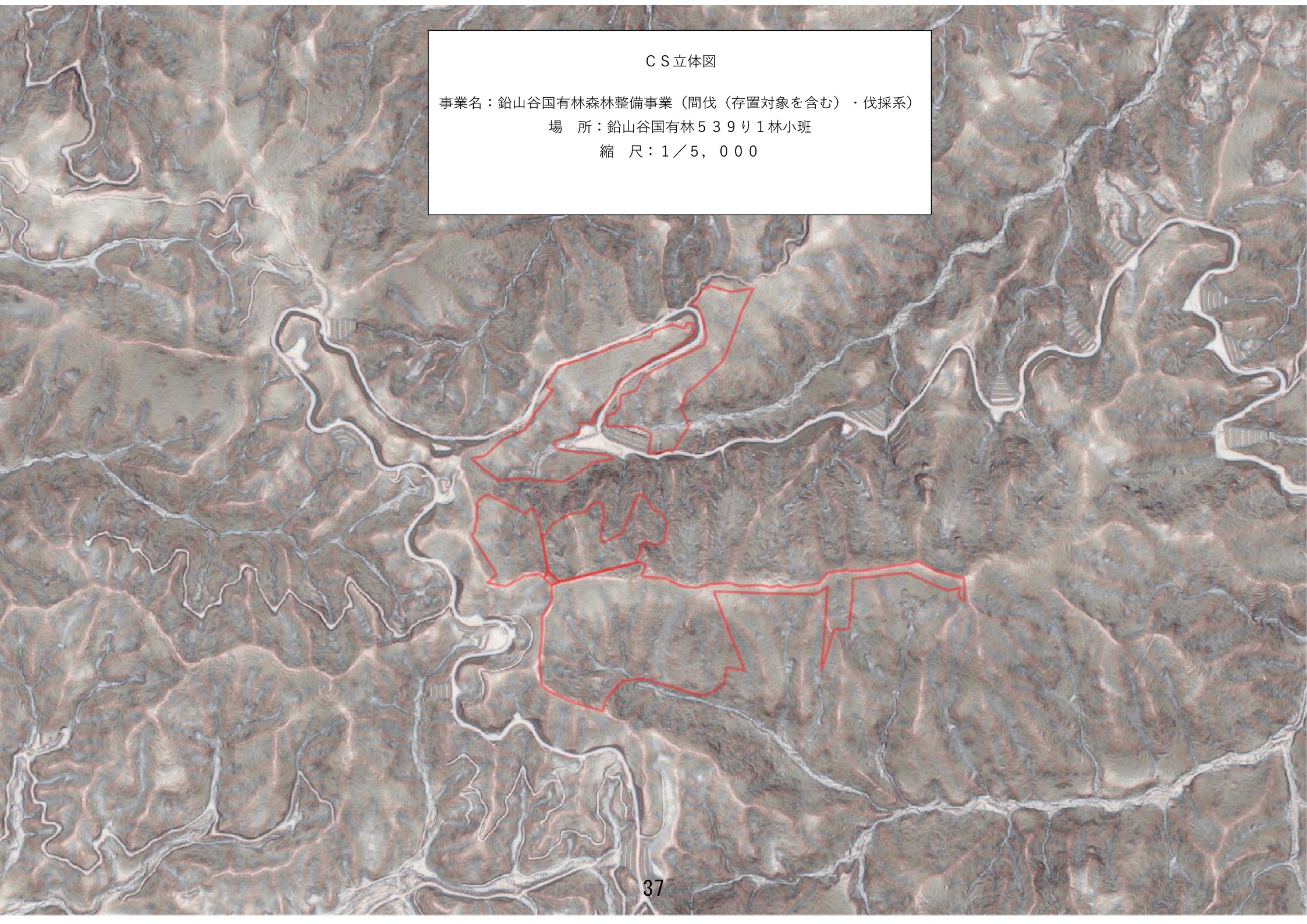
ＣＳ立体図
事業名：鉛山谷国有林森林整備事業（間伐（存置対象を含む）・伐採系）
場　所：鉛山谷国有林５３９り１林小班
縮　尺：１／５，０００

ＣＳ立体図
事業名：鉛山谷国有林森林整備事業（間伐（存置対象を含む）・伐採系）
場　所：鉛山谷国有林５３９に林小班
縮　尺：１／５，０００